

(一) 近世後期淀藩士松原家の家督相続と職務

東 昇

座候節、右松原五郎左衛門以定儀、慶長二酉年月日不相
知被召出、格録共不相知、朝鮮御征伐ニ正成君御出之時
御供仕候

右五郎左衛門義死去年号月日法号猶篤与吟味
同人妻之儀是又吟味

一 松原家と稻葉家、四家

本稿では、稻葉家に仕えた淀藩士松原家と、近世後期の当主松原貞吉・貞儀の家督相続と職務についてみていただきたい。淀藩士文書は、田辺家、金万家、渡辺家、上月家などが確認できるが、家や職務等の藩士家の実態についての分析はない(一)。対象とする史料は、淀藩松原家文書(資料群一二)、特に「御番頭中当用留記」(一七)、「十代松原五左衛門貞吉日記壱」(二)である。

本文書群中には、「十一代松原鞆負貞儀」(二)とあることから、一一代松原貞儀期の文書が中心である。文久三年(一八六三)七月二三日「御所司代被仰蒙候節御目見并惣御用控」(一六)には、「松原鞆負清原貞儀写」とあることから清原氏を名乗っていた。

松原家の祖については、解題にも詳しいので「御番頭中当用留記」の本文を掲載して紹介したい。

一 稲葉家次二拙者家初之略

林宗兵衛政秀君御本国美濃之国本巣郡十七條ニ被成御

一御初代

稻葉佐渡守正成公、御本国美濃本巣郡十七條御旧里被成
御座候節、松原五郎左衛門貞良被召出年号月日不知候、
知行千三百石被下置、御家老被仰付候年号月日不知

右此時ハ地方ニ而頂戴候

前半は、稻葉家の祖の一人林宗兵衛政秀が美濃国本巣郡十七條を領していた際に、松原家の祖五郎左衛門以定が慶長二年(一五九七)に仕えたとある。その際に息子稻葉正成の供として、朝鮮出兵に従っている。後半は稻葉家初代正成との関係について記されており、正成が旧領の十七條を領した際に、五郎左衛門貞良が召し出され一二〇〇石の知行を拝領し家老になつたとする。正成は、天正一二年(一五八四)小牧・長久手合戦で豊臣秀吉に仕え、文禄元(一五九二)年の朝鮮出兵では小早川秀秋に属し、五万石を領し、関ヶ原の合戦で秀秋を東軍に寝返らせたとある(二)。慶長一二年に十七條を領し、その後松平忠昌に仕え、元和九年(一六二三)忠昌の

越前移封に従わざ蟄居したことから、この間のことと考へられる^(三)。

これ以降一七世紀のことは本文書にはないが、佐倉藩時代の二代藩主稻葉正知の代、享保三年（一七一八）「享保武鑑」には、松原五左衛門とあることから、稻葉家に従っていたことがわかる^(四)。その後、「御番頭中當用留記」には、つぎのように「四家」に関する記録がある。

一 寛保三年十月廿八日
正甫様御代々重ク被召出候處ヲ以、此度四家与被仰

付
八太 田邊 稲葉 松原 右四人也

八太・田邊・稻葉者右御代ニハいすれニ被召出候哉、
御代々者無之、余程御後代之事也

寛保三年（一七四三）、淀藩五代藩主稻葉正甫の代から、これまで代々重用された家、八太・田邊・稻葉・松原家を「四家」とする格式を定めた^(五)。また但し書き部分から、松原は八太・田邊・稻葉家よりも古くから藩主家に仕えていることがうかがえる。この格式は、「四家心得」として、一六ヶ条の規定が定められた。それは「四家ニ而ハ殿中諸士出合候ハツクハイ御手ツク也、但挨拶等不及事」という、他の格の者と出会った場合の対処方法をはじめ、礼席の場所、御用

人や御年寄との面会、御用召の通達方法等多様である。

その後、天保五年（一八三四）には、城門の扉開に関する規定のなかで、塙田中務家を「向後四家並」とするとある。また天保一四年には、下輿に関する各役職との対応方法が、評議の上で決定したと追加事項が記される。このように「四家」は、その後改変しながら機能し続けた格式といえる。

二 一〇代松原貞吉の家督相続

二一一 家督相続

つぎに一〇代松原貞吉の日記「十代松原五左衛門貞吉日記壱」によつて、貞吉の家督相続から職務である京都火番の実態をみていただきたい。この日記は、本人がその折々に記した日記ではなく、巻頭に「十代五左衛門貞吉吉凶書抜」とあるように、貞吉をめぐる吉凶事を後代にまとめたものである。記録期間は文化二年（一八一四）一二月五日～文政二三年（一八三〇）正月二九日と一七年分である。壱とあることや、他の記録に「天保七年正月 貞吉日記式ノ中程辺ニ相見候」と、式が引用されていることから（「御番頭中當用留記」）、本来は複数冊あつたことがわかる。

日記を順に追つていくと、文化二年一二月五日からはじまり、貞吉は彦一郎という名前で登場する。この日、亡父五左衛門が病死し、彦一郎が幼年そのため、番頭田邊八郎左衛門と物頭上田右仲が後見に任命された。彦一郎は表向一三歳で、

実は六歳であることから文化六年生である。七日に跡目一〇〇石を相続したが、幼年そのため同心知一〇〇石は差し止めとなつた。この他、席次や同席の名前などが記されている。

文化一三年七月一八日実父田邊采女死去の忌中届があるので、彦一郎は五左衛門急死のための養子であつた可能性がある。また文政五年一二月には嫡孫承祖とあり、これは孫が、嫡子である父をこえて、直接に祖父から家督を相続することである。このことから祖父五左衛門の家督を、孫彦一郎が相続したことがわかる。

またこの家督相続を各大名家の重臣が記されている「武鑑」で確認すると、文化七年には年寄松原五左衛門、役名なしに松原典膳、文化一一年年寄松原典膳、文化一三年家老松原彦一郎とある^(六)。五左衛門と彦一郎の間に、典膳の名前が登場しており、彦一郎の親・兄弟か親類等、五左衛門の後継者がいたことがわかる。彦一郎が若年で相続していることから考えて、松原家にとつて想定外の家督相続であつたと思われる。

二六日には、殿様稻葉正備（淀藩八代藩主）、若殿様稻葉正發（淀藩九代藩主）へ、家督相続の御礼の品と書状を送付し、一ヶ月後の翌年正月二六日江戸で披露されている。四月二日には、若年ということで当分の間、年始・五節句の藩主への御礼が免除となる。六月五日、稻葉正備から高一〇〇〇石の書出を名代経由で拝領した。その際のものと思われる文

書写が日記に挟み込まれており、「御書出左之通」としてつぎのように記される。

為扶助高千石事

宛行之訖全可有所務之状

如件

文化十一年十二月七日正備（花押）

松原彦一郎殿

彦一郎は若年のため藩士の勤めに従事できないが、家柄を考慮され扶助として本知を安堵されている。二六日には後見の上田右仲が死去したため、同じく物頭奥住与次右衛門が後見に任命された。また文化一五年三月には屋敷と瓦屋根が破損し修復料二五両の内二〇両拝借している。願出の際には、職人に見積もりを取り、その帳面を藩に提出している。

文政二年五月二一日家来辻庄右衛門が病死したが、縁者がないため新町の東雲寺に、前年死亡した同人の妻とともに弔つている。辻の代わりとして七月一一日には南村九左衛門組の堀池源二郎の家来雇用願いを出している。堀池は最初五石二人扶持であったが、その後増加され六石となり、季兵衛と改名している。

同年一二月二三日彦一郎は、学問出精ということで鯉を二匹拝領し、御礼は名代末家松原源右衛門が勤めている。文政

三年は病氣の記事が多く、三月一二歳にて疱瘡を頗り、御小

性松原小三郎が使者となり干菓子を拝領した。九月にも痢病を頗り同じく菓子を拝領している。当時疱瘡は子供が罹りやすく致死率の高い流行病であったため、通過儀礼と考えられ、あえて年齢を記したと思われる。文政四年八月一一日には御礼名代を勤めた末家松原源右衛門の屋敷が風によつて破損し、彦一郎家に同居するという届を出していいる。

二一一 元服と婚礼

文政五年四月七日彦一郎は、半元服の儀式「額直」を行い、藩主に御礼を言上し鮮鯛を進上している。「額直」は一四歳になり、前髪を立て額のはえぎわ通りに髪を剃り、額を角ばらせた髪型であった。一年後の文政七年一月二二日淀藩一〇代藩主稻葉正守へ御機嫌伺へ行き「前髪執」の許可を得た。しかし二六日から麻疹に罹り、二ヶ月後の四月一五日元服の儀式「前髪執」を行い、藩主に御礼を言上し干鯛を進上している。

そして文政八年七月朔日、登城し稻葉正守より同心知二〇〇石を拝領し、計一二〇〇石となる次の書出を拝領した。

今度為同心知式百石本知合
高千式百石事宛行之訖全
可有所務之状如件

文政八年七月朔日正守（花押）
松原彦一郎殿

この時、番頭に任命され、文書中に数多く残る稻葉家の京麟祥院への名代を勤めはじめている。

文政八年一〇月には積氣を罹つたが、一一月二二日稻葉正守より年頃になつたので杉原頼母の後見が免ぜられ、御紋付上下を拝領する。彦一郎は、「前髪執」を行い、祖父と同じく同心知を拝領し番頭に任命され、この後見が解消したこと

で、一七歳にして松原家当主として独立したといえる。それを象徴してか、一二月一三日には藩主が直接狩りなどで捕獲した菱食をはじめて拝領している。

当主となると次は結婚である。翌文政九年二月一三日には、稻葉酒允の娘を稻葉雅楽の妹として、彦一郎との縁談願が出され、四月朔日結納、五日婚儀となつた。妻の名は臺（たい）、文化六年一二月七日生の一八歳、彦一郎と同年齢である。九月には、初の大仕事となる京都の火番の準備要請があつたが、すぐに解除されている。

文政一〇年九月八日には、前回と同じく藩主が採つた松茸を拝領している。この年の九月二三日道範様一〇〇回忌が執行された。道範とは、現龍院殿輝宗道範大居士という稻葉正成の法号であり、淀藩稻葉家の藩祖、寛永五年（一六二八）九月一七日に死去している。この法要は稻葉家にとつて重要

な儀式であり、淀城御居間書院において四家格の当主が藩主正守と相伴しており、小性から盃・土器を渡され、藩主の前で取肴を受けた図が掲載される。文政二年九月二七日には膳所藩本多下総守家臣、中老川那邊十左衛門の伴熊之助へ、彦一郎の妹の縁談を願い出ている。同じ譜代藩七万石の上級家臣との縁談である。ただし一月二七日は、家計が不勝手のため藩に金百両の拝借を願い、七年賦で借用している。そのため翌年二月朔日妹の婚礼が無事行われた。

二一三 京都火番

四月一六日評定所に呼ばれ、彦一郎他三名に対し、藩主の帰国に伴う京都火番の準備指示、手当金の話が出た。手当金以外に一〇両の拝借金、九両の貸付金を願い出たが、拝借金八両三年賦、貸付金七両三年賦利子付ということになつた。五月一五日評定所より京都へ召し連れる人数書が提示され、徒三人・馬脇四人の他五人の計一二人が京都詰、行列のみ一人、合計二四人であつた。これだけの人数を仕立てるには、自分の家来だけではなく借人という他家からの応援も必要であり、経費もかかるため先の拝借金が必要であつた。六月二七日には藩主より火番詰への御目見があり、初詰のため御用番が御条目を渡した。二八日は衣類方より法被などを支給され、二九日勘定所から手当金月三両、道中駄賃を受け取つた。

六月晦日、彦一郎は火番のため出立、行列は城下京堤黒門辺までで、その後解散し銘々で京都へ向かつた。小枝茶屋、朱雀一文字屋、千本鐘の下の町家で休憩し、再び行列を整えて火番の届を行い、前月担当の松平甲斐守（大和郡山藩柳沢家）家来と交代した。

初出動は七月四日夕、御池八幡町のあたりで煙が見えたので、数人で駆けつけたところ、商売の煙であったため引き取つたとある。最初の出動は火事ではなかつた。火事によるものは七日大徳寺門前で、火の手が上がり一番・二番手そして彦一郎も出動した。その他、三条烏丸、千本えんま堂、四条幸町、平野切通で煙が見えたが大きな火事ではなかつた。また七月一八日昼頃から夕方まで台風のためか、京地、淀大風雨とある。七月一九日には八月担当の亀山藩松平紀伊守の番頭と交代し、八月朔日役目が終了し淀へ帰る。松屋町御屋敷を出立し、行きと同じ場所で休憩、淀納所町一番町竹屋善五郎宅にて行列を仕立て城下へ入り、藩主に御目見し帰城の挨拶を行つた。

一二月二七日二回目の京都火番に任命され、番頭松原彦一郎他、御者頭川保小一右衛門、大野一右衛門、御纏根元健五郎、齋院權之允、水の手夏目兵次郎、桂国之助、御目付加藤園兵衛の名前が示された。暮れの晦日に淀を出立し、亀山藩松平紀伊守の番頭と交代し元旦より火番についた。この時は

元旦から小野上七軒で煙があがつたが野煙であり、その他、三条両替町、下立売、二条通口、千本十二坊、平野切通、大宮大徳寺門前、四条寺町において煙を確認している。正月一八日の新町七条の場合は、類焼三軒の火事となつた。この時には、所司代、両町奉行、京都代官小堀主税、大工頭中井家からも出動があつた。そして一九日龜山藩松平紀伊守の番頭と交代したところで日記も終わつてゐる。

三 一一代松原鞠負貞儀の役職

最後に一一代貞儀について、「御番頭中當用留記」から、役職などを中心に見ていきたい。先述した一〇代貞吉のその後については日記がないので不明だが、「武鑑」で確認するト、天保二年（一八四〇）「大成武鑑」家老松原彦一郎、弘化二年（一八四五）「大成武鑑」年寄松原五左衛門とあることから、この間に改名したと考えられる（七）。

「御番頭中當用留記」によると、貞儀は、嘉永六年（一八五三）八月二日家督相続し、嘉永七年閏七月一九日、「田邊右京之通御番頭相勤候様被仰付、他所勤之事」、安政二年（一八五五）九月朔日後見御免となつてゐる。これが貞吉と同じく一六歳であれば、家督相続は一四歳となる。「武鑑」で確認すると、嘉永七年（一八五四）「大成武鑑」家老松原五左衛門、安政三年「安政武鑑」家老松原芳之助、安政五年「大成武鑑」家老松原鞠負とある（八）。貞儀は後見御免の後家老

として登場し、最初芳之助、後に鞠負と改名した。安政五年三月二九日には、「明組御預ケ相組取扱」となり、安政六年四月一六日には、貞吉と同じく京都火番詰となつた。貞吉は二一歳であつたが、推測が正しければ貞儀も二〇歳で火番についている。

また「御番頭中當用留記」には屋敷や知行の情報も記されている。まず屋敷について、安永七年（一七七八）一月一日に、現在居住する西ノ丸の屋敷を頂戴し引越したとある。天明五年（一七八五）六月二五日酉刻に屋敷が焼失し、一ヶ月跡地に新規の普請、また天保七年（一八三六）正月にも屋敷の普請を行つてゐる。屋敷の図面も掲載され、南部分が斜めのため正確な長方形ではないが、縦一九間、横三六間、約五三〇坪であつた。

知行については年代不明であるが、つぎのように記される。

一高千石	百四拾五石	本知	物成	覚
此内四拾五石上ヶ米		同心知	物成	
一高弐百石	弐拾九石			
此内十四石五斗上ヶ米				

此内五拾九石五斗上ヶ米

残百十四石五斗

本知、同心知の石高は貞吉と変わらず、物成、上米が記される。物成の知行に対する割合は一四・五%、上米の物成に対する割合は一七%であり、おそらく藩財政の逼迫などによる知行借上と思われる。また慶応二年（一八六六）四月一三日の家族・召使人数も記される。家族は「叔人并家内子供」とあり人数は不明、召使は、同心若党一人、若党一人、中間三人、下女四人の計一〇人、家族人数が本人と三人の場合、合計一四人となる。弘化三年七月一一日召使と思われる八幡志水町出生酒井清助を、切米一ヶ年二両三分で雇用した記録がある。

その後、貞吉は、文久三年（一八六三）二月から六月一〇日まで「御上洛御逗留中二條御城御警衛持切」とあり、一三代将軍家茂の上洛の際に、将軍の宿所となつた二条城の警備に専従したとある。六月一一日には、幕府から一二代藩主稻葉正邦が、京都所司代に任命される。稻葉正邦は、京都守護職松平容保に協力し、八月十八日の政変に際して尊攘急進派をおさえ、その後老中に昇進し徳川慶喜のもとで幕政改革を行つた（九）。

元治元年（一八六四）七月一八日には「長藩入京御所辺る中京大火砲発乱妨之節ニノ手ニ而出役いたし候事」とある。

これは同日に発生した禁門の変に関する記事で、所司代稻葉正邦に従い鎮圧した際の記録である。慶応元年八月三日から、「八幡辺御警衛楠葉村関門江出役」とある。これは同年幕府が外国船からの京都防衛、尊皇攘夷派の取り締まりのため設置した楠葉関門への警備である。楠葉関門は、西洋式台場と関門を兼ね備えた三万平方メートルの設備であり、現在国史跡「楠葉台場跡」（現枚方市）となつている（一〇）。この楠葉関門の警備は、閏五月二日から八月三日までは伊勢亀山藩、一二月七日に稻葉正邦が警備免除を申請し、慶応二年五月九日から、膳所藩・小浜藩に交代しており、この約一〇ヶ月間と考えられる（一一）。

貞吉は、慶応三年七月七日に「御家老職見習相組取扱御免」となつており、家老職見習となつた。約半年後の慶応四年正月五日、鳥羽伏見の戦いで、幕府軍の淀城への入城拒否した際の家老の一人かどうか、その後の記録はなく、維新後の状況も含めて不明である。

- (一) 京都府立京都学・歴彩館、京都市歴史資料館他所蔵、『史料京都の歴史』一六伏見区、一九九一年他。
- (二) 福田千鶴『春日局』ミネルバ書房、二〇一七年。
- (三) 「寛政重修諸家譜」六〇八、国立国会図書館所蔵。
- (四) 国立国会図書館所蔵、八〇〇一四二。
- (五) この時に藩主正甫から四家へ出された寛保三年一月朔日「家訓写」が存在する(京都府立京都学・歴彩館所蔵、田辺家文書甲三七六一二)。
- (六) いづれも「文化武鑑」国立国会図書館所蔵、八〇〇一一。
- (七) 国立国会図書館所蔵、八〇〇一四〇・四一。
- (八) 国立国会図書館所蔵、八〇〇一八・三七。
- (九) 時野谷勝「稻葉正邦」『国史大辞典』ジャパンナレッジ版。
- (一〇) 『広報ひらかた』二〇一一年四月号、一六頁。
- (一一) 「維新史料綱要データベース」、東京大学史料編纂所。